

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
電気供給約款 Japan 電力株式会社 (2026 年 <u>11</u> 月 <u>1</u> 日改定版) I 総 則 1 適用 から 7 供給契約の成立および契約期間 まで（略） 8 需要場所 イ （略） □ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。 （イ）（略） （ロ）居住用以外の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。なお、<u>b</u> の場合には、共用する部分は原則として 1 需要場所といたします。 <u>a</u> 共用する部分がないこと。 <u>b</u> 各部分の所有者が異なること。 （ハ）（略） ハ （略） 9 供給約款の単位 から 12 承諾の限界 まで（略）	電気供給約款 Japan 電力株式会社 (2026 年 <u>9</u> 月 <u>7</u> 日改定版) I 総 則 1 適用 から 7 供給契約の成立および契約期間 まで（略） 8 需要場所 イ （略） □ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。 （イ）（略） （ロ）居住用以外の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、<u>次のいずれかに該当するとき</u>共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。なお、<u>□</u> の場合には、共用する部分は原則として 1 需要場所といたします。 <u>イ</u> 共用する部分がないこと。 <u>□</u> 各部分の所有者が異なること。 （ハ）（略） ハ （略） 9 供給契約の単位 から 12 承諾の限界 まで（略）	今回の約款変更に伴う改定日の変更 誤植のため削除 条項の表記 変更

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
Ⅲ 契約種別および料金 13 従量電灯 イ ～ ハ（略） 二 料金 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>電源調達調整費</u>および容量抛出品反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、本約款において別に定める他、料金表および関係法令等に基づく交付書面に定める通りいたします。 ホ （略） 14 低圧電力 イ ～ ニ （略） ホ 料金 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>電源調達調整費</u>および容量抛出品反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、本約款において別に定める他、料金表および関係法令等に基づく交付書面に定める通りいたします。 ハ ～ チ （略） Ⅳ 料金の算定および支払 15 料金の適用開始の時期 から 19 料金の算定 まで（略） 20 日割計算 (1) 当社は、19（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算	Ⅲ 契約種別および料金 13 従量電灯 イ～ハ（略） 二 料金 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>燃料費等調整額</u>および容量抛出品反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、本約款において別に定める他、料金表および関係法令等に基づく交付書面に定める通りいたします。 ホ （略） 14 低圧電力 イ ～ ニ （略） ホ 料金 料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>燃料費等調整額</u>および容量抛出品反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、本約款において別に定める他、料金表および関係法令等に基づく交付書面に定める通りいたします。 ハ ～ チ （略） Ⅳ 料金の算定および支払 15 料金の適用開始の時期 から 19 料金の算定 まで（略） 20 日割計算 (1) 当社は、19（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算	燃料費等調整額 から 電源調達調整費 に変更 燃料費等調整額 から 電源調達調整費 に変更

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
定いたします。 イ 基本料金は、別表 5（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 ロ 最低料金、電力量料金、<u>容量拠出金反映額、電源調達調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金</u>は、日割計算をいたしません。 <u>ハ イまたはロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</u> （削除） (2) ～ (3) （略） 21 料金の支払い義務および支払期日（略） 22 料金その他の支払方法 (1) ～ (9) （略） (10) 当社は、当社が供給契約に基づきお客さまに対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、お客さまはあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。また、この場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他	定いたします。 イ 基本料金は、別表 5（日割計算の基本算式）(1)<u>イ</u>により日割計算をいたします。 ロ 最低料金、電力量料金は、日割計算をいたしません。 <u>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。</u> <u>ニ 容量拠出金反映額は、日割計算をいたしません。</u> <u>ホ イ、ロ、ハおよびニによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</u> (2) ～ (3) （略） 21 料金の支払い義務および支払期日（略） 22 料金その他の支払方法 (1) ～ (9) （略） (10) 当社は、当社が供給契約に基づきお客さまに対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、お客さまはあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。また、この場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他	イ 削除 日割項目 追加 ハ 項目削除による修正 二およびホ 削除

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
の供給契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべてのお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。 23 遅延損害金 から 41 供給契約終了後の債権債務関係 まで（略） 42 反社会的勢力の排除について （1）当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものとします。 イ）（略） ロ）各当事者等が、電力需給契約の締結交渉開始時から電力需給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。 ハ）～ ニ）（略） （2）～（3）（略） 43 供給地点および施設 から 51 専用供給設備 まで（略） Ⅷ 保 安 52 保安等に対するお客様の協力 （1）～（3）（略） （4）一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さまとの供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さ	の供給契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべてのお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。 23 遅延損害金 から 41 供給契約終了後の債権債務関係 まで（略） 42 反社会的勢力の排除について （1）当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものとします。 イ）（略） ロ）各当時者等が、電力需給契約の締結交渉開始時から電力需給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。 ハ）～ ニ）（略） （2）～（3）（略） 43 供給地点および施設 から 51 専用供給設備 まで（略） Ⅷ 保 安 52 保安等に対するお客様の協力 （1）～（3）（略） （4）一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さま供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと	脱字のため修正 誤字のため修正 脱字のため修正

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
まと協議を行なうことがあります。 53 調査 から 58 管轄裁判所 まで（略） 電気供給約款（附則、別表含む）制改定履歴 （略） 2026 年 9 月 7 日改定 <u>2026 年 11 月 1 日改定</u> 附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2026 年 <u>11</u> 月 <u>1</u> 日から実施いたします。 2 需要場所についての特別措置 から 4 消費税および地方消費税の税率変更の際の処置 （略） 別 表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 から 4 使用電力量の協議 まで（略） 5 日割り計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 基本料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ ただし、19（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、	協議を行なうことがあります。 53 調査 から 58 管轄裁判所 まで（略） 電気供給約款（附則、別表含む）制改定履歴 （略） 2026 年 9 月 7 日改定 附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2026 年 <u>9</u> 月 7 日から実施いたします。 2 需要場所についての特別措置 から 4 消費税および地方消費税の税率変更の際の処置 （略） 別 表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 から 4 使用電力量の協議 まで（略） 5 日割り計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 <u>イ</u> 基本料金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ ただし、19（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、	改定日 追加 実施期日 変更 条項変更により削除

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 （削除） (2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ～ロ（略） (3) 18（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)にいう計量期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう計量日は、そのお客さまの属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、終了日の直後のそのお客さまの属する検針区域の計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)にいう暦日数は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（検針日の前日が含まれる検針期間の終期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 <u>ロ 電力量料金</u> <u>料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</u> <u>ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</u> <u>料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</u> (2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ～ロ（略） (3) 18（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イにいう計量期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう計量日は、そのお客さまの属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、終了日の直後のそのお客さまの属する検針区域の計量日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（検針日の前日が含まれる検針期間の終期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	ロ～ハ 削除 上記変更に伴い表記の変更

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
6 電源調達調整費 <u>(1) 電源調達調整費は、燃料費等調整額、グリーン促進費および託送サービス変動相当額の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。</u> <u>(2) 電源調達調整費を構成する燃料費等調整額、グリーン促進費および託送サービス変動相当額については、それぞれ次の「7 燃料費等調整額」、「8 グリーン促進費」および「9 託送サービス変動相当額」の定めのとおりいたします。</u> 7 燃料費等調整額 イ ～ ホ （略） ハ 燃料費等調整額に対する個別の対応 当社は、(1)二の定めにかかわらず、当社の裁量により、燃料費等調整額について、電磁的方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができますものとしします。 (イ) （略） (ロ) 燃料費等調整額の一部または全部について分割にて 13（従量電灯）二および 14（低圧電力）二の料金に加減算すること ト （略） 8 グリーン促進費 <u>(1) グリーン促進費の請求</u> <u>当社は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づき、電気事業者が講ずべき措置として目標値が定められている非化石電源比率の向上について、目標の達成に必要な非化石証書の調達等に係る費用に相当する額として当社が定</u>	(新設) 6 燃料費等調整額 イ ～ ホ （略） ハ 燃料費等調整額に対する個別の対応 当社は、(1)二の定めにかかわらず、当社の裁量により、燃料費等調整額について、電磁的方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができますものとしします。 (イ) （略） (ロ) 燃料費等調整額の一部または全部について分割にて 13（従量電灯）<u>の</u>二および 14（低圧電力）<u>の</u>二の料金に加減算すること ト （略） (新設)	電源調達調整費 新設 条項数 変更 表記ゆれのため修正 グリーン促進費 新設

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>める金額を、2027 年 7 月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、グリーン促進費としてお客さまにご請求いたします。</u> <u>(2) グリーン促進費の算定</u> <u>グリーン促進費は、以下の算式により算定される金額とします。なお、グリーン促進費およびグリーン促進費単価の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。</u> <u>グリーン促進費</u> <u>= グリーン促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）</u> <u>グリーン促進費単価</u> <u>=（非 F I T 非化石証書の指定金額※1 + 非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率※3 ÷（1－損失率※4）×（1 + 消費税率）</u> <u>※1「非 F I T 非化石証書の指定金額」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 11 条に基づき設けられる価格制限のうち「非 F I T 再エネ指定非化石証書」または「非 F I T 再エネ指定なし非化石証書」の最高価格のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。</u> <u>※2「非化石市場の売買手数料」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 20 条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。</u> <u>※3「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率</u>		

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>をいい、原則として、毎年 6 月に、その年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。</u> ※4「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。 <u>(3) グリーン促進費単価の改定</u> <u>当社は、毎月 1 日時点において、グリーン促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のグリーン促進費単価により算定するグリーン促進費の適用を開始するものといたします。</u> 9 託送サービス変動相当額 <u>(1) 託送サービス変動相当額の請求</u> <u>当社は、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、電灯時間常別接続送電サービスおよび動力標準接続送電サービスにおける託送料金（総称して以下「託送料金等」といいます。）が変更される場合（ただし、消費税率の変更による税込後の託送料金等が変更となる場合は除き、この場合の消費税率変更後の託送サービス変動相当額は、消費税率変更前の託送サービス変動相当額（税抜）に変更後の消費税を加味することで算出します。）において、当社が定めるところにより、各算定期間の託送料金等と基準時点の託送料金等の差分に相当する額を、2026 年 11 月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、託送サービス変動相当額としてお客さま</u>	(新設)	託送サービス変動相当額 新設

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>に請求又は還元いたします。</u> <u>(2) 託送サービス変動相当額の算定</u> <u>託送サービス変動相当額</u> <u>= 託送サービス変動相当額単価（以下により算出される単価）×使用電</u> <u>力量（kWh）</u> <u>託送サービス変動相当額単価</u> <u>= 基本料金変動相当額※1（円/kWh）+ 従量料金変動相当額※2（円</u> <u>/kWh）</u> <u>※1 基本料金変動相当額とは、供給区域ごとの基本料金変動単価を、契</u> <u>約種別によらずみなし供給条件（下記参照）を用いて、下記の算式に</u> <u>より 1kWh あたりの単価に換算した金額（税込）を指します。</u> <u>基本料金変動相当額（税込）= 基本料金変動単価（円）÷ みなし使</u> <u>用電力量（230kWh）</u> <u>下記以外の供給区域</u> <u>基本料金変動単価（税込）= 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料</u> <u>金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×（1－動力比</u> <u>率※5）+ 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額</u> <u>※4×みなし契約電力（3.6kW）×動力比率※5</u> <u>関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送</u> <u>配電株式会社の供給区域</u> <u>基本料金変動単価（税込）= 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料</u> <u>金（税込）※3 の差額※4×（1－動力比率※5）+ 動力標準接続送</u> <u>電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力</u> <u>（3.6kW）×動力比率※5</u>		

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>みなし供給条件：1 供給契約につき契約電力 3.6kW、使用電力量 230kWh とします。</u> <u>※2 従量料金変動相当額とは、供給区域ごとに下記に基づき算出します。</u> <u>従量料金変動相当額（税込）＝（電灯時間帯別接続送電サービスの電力量料金（昼間時間帯に適用される 1kWh あたりの税込単価）の差額×4×50％＋電灯時間帯別接続送電サービスの電力量料金（夜間時間帯に適用される 1kWh あたりの税込単価）の差額×4×50％）×（1－動力比率×5）＋動力標準接続送電サービスの電力量料金（1kWh あたりの税込単価）の差額×4×動力比率×5</u> <u>※3 本項における基本料金とは、契約電力が過去の一定期間の最大需要電力等により定められる場合（実量契約）に適用される基本料金であって、契約電力 1 キロワットあたりの金額（関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域における電灯時間帯別接続送電サービスについては、最初の 6kW までの金額）として定められるものを指します。</u> <u>※4 差額とは各算定期間に適用される各託送料金から基準時点※6 に適用される各託送料金を差し引いたものを指します。</u> <u>※5 動力比率とは、資源エネルギー庁が公表している電力需要実績に係る情報に基づき算出された、当社の低圧合計の需要実績に対する電力の需要実績の比率を指します。なお、この動力比率は(1)毎年 3 月 1 日および(2)託送料金等について一般送配電事業者が公表をした日に見直すものとします。動力比率の見直しにおいては、見直し日の終了時において公表されている最新の需要実績により算定するものとし、見直し日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、当該需</u>		

電気供給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>要実績により算定された動力比率を適用するものとします。</u> <u>※6 基準時点とは、2026 年 10 月 31 日終了時を指します。</u> <u>(3) 託送サービス変動相当額単価の改定</u> <u>当社は、毎月 1 日時点で託送料金に係る状況を見直し、必要と判断した場合は託送サービス変動相当額単価を改定することができます。改定を行う場合は、改定内容について当社が適当と判断した方法により周知いたします。改定後の単価は、同月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間より適用されます。</u> <u>10 容量拠出金反映額</u>	<u>7 容量拠出金反映額</u>	条項数 変更